

(別表)

仙台市を発注者、外部監査契約締結の相手方を受注者とする。

基本費用	<p>3,600,000円（消費税等相当額を含む）</p> <p>執務費用及び実費については、次のとおり算定した金額とし、11,400,000円（消費税等相当額を含む）を以て上限とする。</p> <p><b>1 執務費用</b></p> <p>次の基本執務費用及び外部監査人補助者執務追加費用を加えた金額とする。</p> <p>(1) 基本執務費用 受注者が、監査の結果に関する報告の提出及びそのために行つた監査の執務時間数に、15,000円を乗じた金額とする。</p> <p>(2) 外部監査人補助者執務追加費用 各外部監査人補助者が、監査の結果に関する報告の提出及びそのために行つた監査の事務の補助の執務時間数に、当該外部監査人補助者が地方自治法第252条の28第1項各号又は税理士（税理士となる資格を有する者も含む。）のいずれかに該当するものにあっては13,000円、会計士補又はこれに準ずる資格を有する者として発注者が認めるものにあっては9,000円、それ以外のものにあっては3,000円を乗じた金額を合算したものとする。</p> <p><b>2 実費</b></p> <p>(1) 旅費 発注者が必要と認めた場合に、受注者が、監査の結果に関する報告の提出のために行った監査のために出張（受注者又は外部監査人補助者が、監査の結果に関する報告の提出のために行った監査又はそのために行つた監査の事務の補助のため、発注者の区域外に旅行することをいう。以下同じ。）したときの当該出張に要した費用を特別職の職員の給与、旅費、費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例の例により算定される金額及び外部監査人補助者が監査の結果に関する報告の提出のために行つた監査の事務の補助のために出張したときの当該出張に要した費用を職員の旅費等に関する条例の例により算定した金額とする。 なお、金額の算定にあたっては、受注者にあっては非常勤の監査委員、外部監査人補助者にあっては、発注者の5級の職務にある者とみなすものとする。</p> <p>(2) 関係人出頭費用 受注者が、監査の結果に関する報告の提出のために行つた監査のために関係人の出頭を求めたときの当該関係人の出頭に要した費用を職員の旅費等に関する条例の例により算定した金額とする。 なお、金額の算定にあたっては、当該関係人を発注者の3級の職務にある者とみなすものとする。</p> <p>※ 関係人の出頭を求め、若しくは関係人について調査し、若しくは関係人の帳簿、書類その他の記録の提出を求め、又は学識経験を有する者等から意見を聴く場合には、地方自治法第252条の38第1項の規定により、監査委員と協議することが必要。</p> <p>(3) 諸費用 (1)及び(2)のほか、受注者が、監査の結果に関する報告及びそのために行つた監査に要した費用として受注者が仙台市代表監査委員と協議して算定した金額とする。</p>
執務費用 及び実費	